

令和6年度 下川淵公民館運営推進委員委嘱式及び第1回委員会

日時 令和6年7月11日(木)

午前10時から

会場 下川淵公民館 会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状交付(4月1日付委嘱者)
- 4 委員自己紹介
- 5 第1回委員会
 - (1) 委員長、副委員長の選出
 - (2) 議事
 - ア 令和6年度下川淵公民館主催事業について
 - イ その他
 - (3) 関係法令 ※参考資料
- 6 閉会

下川淵公民館運営推進委員名簿

令和6年4月1日現在

1 学校教育の関係者

No.	氏 名	役 職 名	委嘱期間	
1	内山 崇	前橋市立第七中学校長	R6.4.1～ R7.6.30	(新任)
2	高橋 志保	前橋市立下川淵小学校長	R5.7.1～ R7.6.30	(再任)

2 社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者

No.	氏 名	役 職 名	委嘱期間	
3	加藤 隆幸	下川淵地区自治会連合会長	R6.4.1～ R7.6.30	(新任)
4	新井 修一	下川淵地区青少年健全育成会長	R6.4.1～ R7.6.30	(新任)
5	岡本 幾男	下川淵地区社会福祉協議会長	R6.4.1～ R7.6.30	(新任)
6	久保田 光明	下川淵地区民生委員児童委員協議会長	R5.7.1～ R7.6.30	(再任)
7	矢島 榮一	下川淵地区老人クラブ連合会長	R6.4.1～ R7.6.30	(新任)
8	羽鳥 等	下川淵地区生涯学習奨励員連絡協議会長	R5.7.1～ R7.6.30	(再任)
9	持田 みね子	下川淵公民館自主グループ連絡協議会長	R6.4.1～ R7.6.30	(新任)
10	石原 千晴	下川淵地区保健推進員会長	R5.7.1～ R7.6.30	(新任)

任期（委嘱期間） 令和5年7月1日（令和6年4月1日）～令和7年6月30日

※ただし、選出団体の任期終了により役員の改選が行われた場合には、その者の残任期間を委嘱期間とする。

令和6年度 下川淵公民館主催事業

1. 子育て親子支援 *担当: 藤澤

(1) 下川淵・上川淵・東公民館合同ベビープログラム (全4回)

日時=①8月28日 ②9月4日 ③9月11日 ④9月18日

毎週水曜日 10時~12時

対象=2ヶ月~6ヶ月の第一子と母親

内容=自分の育児の喜びや困りごと、親としての迷いなどを話し合いながら、
これからの子育てに必要な知識を学ぶ

講師=BP ファシリテーター (前橋市こども支援課職員)

(2) 公民館主催事業

ア 産後ケア講座

日時=①7月12日 (金) ②7月19日 (金) ③7月27日 (土)

10時~12時

対象=2か月~8か月未満の子と父母

内容=・バランスボールエクササイズ
・おしゃべりママサロン

講師=地区講師

イ ワクわく子育てトークン

日時=未定

対象=未就学児保護者 (託児はなしだが子連れ参加可能)

内容=参加者同士が役割演技等の手法で交流しながら子育てについて話し合い、
学び合う学習会

講師=公民館職員

ウ 親子リトミック教室

日時=未定

対象=未就学児親子

内容=音楽に合わせて全身を動かすリトミック運動

講師=地区講師

エ 寝相アート

日時=11月14日 (木) 10時~12時

対象=未就学児親子

内容=寝相アート撮影会

講師=寝相アート講師

オ 子育てサロンクリスマス会

日時＝12月12日（木）時間未定

対象＝未就学児親子

内容＝クリスマスのよみきかせ、サンタさんからのプレゼント等

講師＝おはなしの会もこもこ、地区民児協

2 青少年体験・チャレンジ活動 ＊担当：中島、渡根木、藤澤

(1) 下川淵子ども体験教室

ア 陶芸教室

日時＝7月25日（木）、8月8日（木）、8月29日（木）

10時～12時

対象＝小学校4～6年生 8人

内容＝陶芸教室

講師＝下川淵公民館自主グループ 下川淵陶芸クラブ

イ 絵画教室

日時、対象＝7月29日（月）9時～12時 小1～2年生 10人

7月30日（火）9時～12時 小3～6年生 10人

内容＝絵画教室

講師＝地域講師

ウ 職業体験

日時＝8月5日（月）10時～11時30分

対象＝小学生 15人

内容＝薬剤師の仕事を体験

講師＝地域の企業スタッフ

エ 職業体験

日時＝8月27日（火）13時30分～15時30分

対象＝小学生 30人

内容＝アナウンサーの仕事を体験

講師＝企業スタッフ

オ 工作教室

日時、対象＝8月28日（水）10時～12時 小1～2年生 8人

8月28日（水）13時～15時 小3～6年生 16人

内容＝ガーランド作り

講師＝地域講師

(2) 下川淵地区子ども会育成団体連絡協議会と共催

インリーダー講習会

日時＝6月15日(土) 10時00分～11時30分

対象＝小3～小6 30人

内容＝KYT(危険予知) トレーニング、バルーンアート作り

講師＝市子連講師

(3) その他

クリスマスコンサート

日時＝12月22日(日) 時間未定

出演＝前橋南高校吹奏楽部

内容＝生徒たちの企画によるコンサート

3 生涯学習奨励員活動支援 *担当：金井

8月20日の定例会の中で奨励員の意見交換会を行う。本年度で奨励員の任期が終わることから、次年度に向けた引き継ぎのサポートを行う。

4 自主学習グループ活動支援 *担当：藤澤

(1) 公開講座

尺八と三線の音色に癒やされる夏の音楽鑑賞会

日時＝7月29日(月) 13時30分～15時30分

対象＝自主グループ連協会員、地域住民

内容＝講師による公演・演奏

講師＝市民講師

(2) 野外研修

日時＝11月13日(水) 時間未定

行先＝たくみの里

(3) 自主グループ体験学習月間

2月に実施予定。

実施の際は館報で周知する。

5 学びあい・人権・地域ふれあい *担当：中島、柴田、金井

(1) 下川淵いきいき生活講座/下川淵地区老人クラブ連合会と共催

地区内の60歳以上を対象に、防災、世代間交流の促進等をテーマに講座を実施する。また、お正月に向け、地域協力者を講師として12月に地区老人クラブ連合会と小学生との世代間交流であるしめ縄作り講座を開催する。

出前講座「自然災害から身を守る」

日時＝８月２６日（月）１０時～１１時

講師＝前橋市防災危機管理課職員

(2) 人権啓発

ア 小中学生の標語作品を公民館報（１月～３月）に掲載

イ 人権に関する講座（上記(1)により実施）

日時＝８月２日（金）９時３０分～１１時００分

内容＝下川淵の伝承昔話を題材にした人権教育

講師＝酒井正保先生（民俗研究家）

⑦ 手をつなぐ作品展

障がい者理解のための前橋市内巡回作品展・活動写真展

日時＝７月２４日（水）から８月５日（月）

(3) 花と緑の講座（花結びの会と共催）

実施日未定

(4) その他

ア 普通救命講習会

日時＝８月３１日（土）１３時３０分～１６時３０分

募集＝２０人

内容＝心肺蘇生法、ＡＥＤ使用方法など

講師＝前橋市南消防署救急隊員

イ 火災予防講習会

日時＝２月１日（土）１３時３０分～１５時００分

募集＝３０人

内容＝住宅の火災予防対策、初期消火および起震車による地震の体験など

講師＝前橋市南消防署職員、前橋市防災危機管理課職員

○前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）「抜粋」

（運営審議会及び運営推進委員会）

第7条 法第29条第1項の規定に基づき、前橋市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を前橋市中央公民館に置く。

2 その他の公民館に前橋市公民館運営推進委員会を置くことができる。

○前橋市公民館運営推進委員会規則（昭和37年前橋市教育委員会規則第8号）「抜粋」
（目的）

第1条 この規則は、前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）第7条第2項の規定により設置される前橋市公民館運営推進委員会（以下「推進委員会」という。）について定めることを目的とする。

（任務）

第2条 推進委員会は、公民館における各種事業の企画実施について調査審議し、公民館運営に協力するものとする。

（定数及び委嘱）

第3条 推進委員の定数は10人以内とし、社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条に規定する者のうちから教育長に諮り、館長がこれを委嘱する。

（運営）

第4条 推進委員会の運営は、前橋市公民館運営審議会規則（昭和30年前橋市教育委員会規則第27号）の例によるものとする。

○前橋市公民館運営審議会規則（昭和30年前橋市教育委員会規則第27号）「抜粋」
（目的）

第1条 前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）第7条に規定する前橋市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとし、本規則の定めるところにより運営する。

（役員）

第2条 審議会に次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 1名

2 役員を選出は、委員の互選による。

（役員の仕事）

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代理する。

3 委員長、副委員長共に事故あるときは、委員の中で最年長者がこれを代行する。

（専門委員会）

第4条 審議会は、必要により専門委員会を設けることができる。

2 専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

（会議）

第5条 会議は、中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。

2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

○社会教育法（昭和24年法律第207号）「抜粋」

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。